

規 則

一般社団法人 日本鉄道車輛工業会

規則の変更の経緯

昭和48年6月22日	制定
昭和50年3月21日	変更
昭和51年2月19日	変更
昭和53年3月17日	変更
昭和58年2月25日	変更
昭和60年9月20日	変更
昭和62年7月17日	変更
昭和63年1月22日	変更
昭和63年2月19日	変更
平成元年4月21日	変更
平成元年9月22日	変更
平成2年4月1日	変更
平成4年11月20日	変更
平成8年3月15日	変更
平成12年4月21日	変更
平成13年4月20日	変更
平成15年4月18日	変更
平成21年3月18日	変更
平成23年9月15日	変更
平成24年3月22日	変更
平成31年4月23日	変更

一般社団法人 日本鉄道車輛工業会 規則

第1章 規則の制定

(規則の制定一定款第50条関連)

第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、定款の実施に関して必要な事項について定める。

第2章 鉄道車両及び鉄道車両部品の範囲

(鉄道車両及び鉄道車両部品の範囲一定款第5条関連)

第2条 本会の会務執行上、対象とする鉄道車両及び鉄道車両部品の範囲は、鉄道事業の用に供する機関車、旅客車、貨物車、特殊車その他これらに類するもの及びそれに使用される部品とする。

第3章 会員

(正会員一定款第5条関連)

第3条 正会員は、定款及びこの規則の定めるところにより、総会の構成員となるほか、部会、委員会活動等、本会の目的達成のための事業に参画できる。また、本会主催の行事への参加、本会の提供する情報の受領又は閲覧等、会員としての便宜を受けることができる。

(特別会員一定款第5条関連)

第4条 特別会員は、定款及びこの規則の定めるところにより、本会主催の行事への参加、本会の提供する情報の受領又は閲覧等、会員としての便宜を受けることができる。

(賛助会員一定款第5条関連)

第5条 賛助会員は、定款及びこの規則の定めるところにより、本会の目的達成のための事業に参画できる。また、本会主催の行事への参加、本会の提供する情報の受領又は閲覧等、会員としての便宜を受けることができる。

(個人への図書、資料等の頒布一定款第5条関連)

第6条 個人への図書、資料等の頒布については、別に定める日本鉄道車輛工業会関係資料頒布要領による。

(入会申込及び報告事項一定款第6条関連)

第7条 本会へ入会しようとする者は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 次の事項を記載した入会申込書

- ア 名称及び代表者の氏名
- イ 所在地及び連絡先
- ウ 本会に対する代表者の氏名及び役職
- エ 資本金
- オ 従業員数
- カ 最近1年の売上高及び鉄道車両関係売上高

(2) 定款

(3) 事業報告書

(4) 会社概況又は会社案内

2 会員は、入会後に前号の入会申込書の記載事項のうち、次の事項に変更があった場合には、会長に届け出なければならない。

- (1) 名称又は代表者の氏名
- (2) 所在地又は連絡先
- (3) 本会に対する代表者の氏名又は役職

3 会員は、関係省庁等からの照会事項及び会長が必要と認める事項については、速やかに又は定期的に報告しなければならない。

(本会に対する代表者一定款第6条関係)

第8条 前条第1項において、会員が代表権のない者を本会に対する代表者として定めたときは、本会に対する一切の権限及び責任は、その代表者に委任されているものとみなす。

(入会金及び会費一定款第7条関連)

第9条 会員は、入会金として5万円を納付しなければならない。

2 会員は、次の各号に掲げる会費を請求書に記載されている期日までに納付しなければならない。

- (1) 正会員 総会において決議する計算方式によって定まる金額
- (2) 特別会員 1箇月 1万円
- (3) 賛助会員 1箇月 2万5千7百50円

第4章 相談役、顧問等

(相談役、顧問等一定款第20条関連)

第10条 相談役は3名以内、顧問は8名以内とする。

2 本会に、若干名の参与を置くことができる。

第5章 総会

(招集通知一定款第24条関連)

第11条 総会を招集する書面には、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 目的及び審議事項
- (3) その他法令により定められた事項

第6章 部会

(正会員の部会所属一定款第40条関連)

第12条 正会員は、その業態に従って、部会に所属しなければならない。

- 2 正会員の所属する部会は、会長が当該部会長の同意を得て、理事会で定める。
- 3 会長が必要と認める場合には、前項と同様の手続きにより、正会員の所属する部会の変更又は他の部会への所属ができるものとする。
- 4 部会の構成員は、原則として本会に対する代表者とする。

(部会長及び副部会長一定款第40条関連)

第13条 部会に部会長1名、副部会長若干名を置き、当該部会に所属する者のうちから互選する。

- 2 部会長及び副部会長の任期は、2年を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(部会の招集一定款第40条関連)

第14条 部会は、部会長が招集し、当該部会の運営に関する重要事項等を審議する。

第7章 委員会

(委員の委嘱一定款第40条関連)

第15条 委員会の委員は、当該委員会所属の委員の推薦により会長から委嘱を受けた者、専門知識を有する者で会長から委嘱を受けた者及び会長の指名した本会役員とする。

(委員長及び副委員長一定款第40条関連)

第16条 委員会に委員長1名、副委員長若干名を置き、所属する委員のうちから互選する。ただし、副委員長は、置かないことができる。

2 委員長及び副委員長の任期は、2年を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 委員会の円滑な運営のため、幹事を置くことができる。

(委員会の招集一定款第40条関連)

第17条 委員会は、委員長が招集し、会長が必要と認める事項及び理事会が諮問した専門的事項を審議する。

2 委員会は、審議状況を理事会に定期的に報告しなければならない。

(委員会顧問及び参与一定款第40条関連)

第18条 委員会に学識経験者等のうちから、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(専門委員会、分科会又は小委員会一定款第40条関連)

第19条 委員長が必要と認める場合には、委員会に専門委員会、分科会又は小委員会を置くことができる。

2 専門委員会、分科会及び小委員会の運営は、委員会の運営に準ずる。

(運営委員会一定款第39条、第40条関連)

第20条 本会に運営委員会を置く。運営委員会は、会長が招集し、理事会に提出する議案、理事会又は会長からの諮問事項等を審議する。

2 運営委員会の委員は、各部会から選出する。なお、会長、専務理事及び常務理事は、委員とする。

3 委員の任期は、2年を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。なお、任期途中で交代した委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 運営委員会の委員長は、第16条第1項の規定にかかわらず、会長がこれに当たる。

第8章 事務局

(事務局の構成一定款第41条関連)

第21条 事務局に総務部、経理部、企画部、技術部及び広報・情報システム部の5部を置く。

- 2 事務局の運営に関する規程は、会長が別に定める。

第9章 財産の管理

(財産の管理一定款第41条関連)

第22条 財産の管理を適正に行うため、経理責任者を置く。

- 2 経理責任者は、現金の出納保管、預金残高の確認を行い、収支を明確にするとともに、固定資産及び物品については、適切に管理しなければならない。

第10章 規則の変更

(規則の変更一定款第32条関連)

第23条 この規則の変更は、理事会の決議を経なければならない。

附則（平成24年3月22日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 社団法人日本鉄道車輛工業会の諸規程等は、一般社団法人日本鉄道車輛工業会の諸規程等として引き継ぐものとし、社団法人日本鉄道車輛工業会は、一般社団法人日本鉄道車輛工業会と読み替えるものとする。
- 3 社団法人日本鉄道車輛工業会における定款及び規則の条項を引用している諸規程等については、当該条項を一般社団法人日本鉄道車輛工業会における定款及び規則の該当する条項に読み替えるものとする。

附則（平成31年4月23日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から改訂実施する。